

会社倫理の主体と目的性

The acting bodies and purposiveness of corporate ethics

会社倫理に関して3つの点を考えたい。ひとつ目はそもそも自然人に適応されるべく展開された倫理が人ではなく、一見したところでは機能装置でしかない会社にも適用されるのかという点であり、これは会社も自然人と同様に社会的機能を果たすことが期待されることから社会的存在として果たすべき倫理が適用されると考えたい。

2つ目は会社に倫理が適用されるとして会社に適用される倫理とそこで経営・労働する会社構成員の倫理が一致するの一致しないのかという点であるが、これは基本的に会社の社会的影響度が自然人のそれより大きいことから、会社に適用される倫理は会社構成員の倫理要求よりも大きいと考える。またここから会社と会社構成員の倫理についての議論が展開されるべきと考える。

3つ目は会社の倫理遵守はすべて利益追求の一環であるかどうかであるが、これは否定的に考えたい。会社倫理においてもカントのいう定言的命法が社会的要請によってではあるが成立するとすることが現代社会において求められていると考える。



I would like to consider three points related to corporate ethics. First is whether ethics originally developed to apply to natural persons are applicable to a company that at a glance is nothing more than a functional apparatus. I would like to think that a company, just like a natural person, is expected to fulfill a social function so ethics are applicable due to the status of the company as a social entity. The second point is, if ethics are applicable to a company, whether these ethics align with the ethics of company members who are engaged in management and labor. This is fundamentally because a company's social impact is greater than that of a natural person, so the demands arising from corporate ethics are greater than those arising from the ethics of company members. From here, a debate is needed on the ethics of both the company and its members. The third point is whether the corporate quest for ethics is just a quest for profits, but I would like to think that it is not. What Kant calls a categorical imperative applies to even corporate ethics as a societal demand, and I think that achieving this is something that modern society expects.

近時、会社におけるコンプライアンスの重要性が喧伝されている。コンプライアンス (compliance) は動詞 comply の名詞形で「応じる、従う」の意であり、ラテン語の compleo (満たす) を語源としている。このコンプライアンスが「応じること、従うこと」であればいったい何に従っているのだろうか。日本ではコンプライアンスを一時、「法令遵守」と訳していたが、法令のみでは狭きに失するとして、法令「等」遵守の語が使われて倫理道徳も含めるとすることが最近では多い。では、会社における倫理・道徳とは何であろうか。仮に倫理・道徳がはっきりしない状態でコンプライアンスの重要性を説いても、空中樓閣の^{おそれ}虞があるのではないかと思う。

そこで会社の倫理を考えてみるとすぐにいくつかの問いにぶつかる。たとえば、(イ) そもそも自然人に適應されるべく展開された倫理が人ではなく、一見したところでは機能装置でしかない会社にも適用されるのか、(ロ) 仮に会社に倫理が適用される場合に会社に適用される倫理とそこで経営・労働する会社構成員の倫理が一致するのか一致しないのか、(ハ) 会社の倫理遵守が必要とされる場合にこれは会社の利益追求の一環なのか、等がある。

これらの問題およびその周辺を検討し、会社倫理の輪郭を浮かび上がらせることを試みたい。なお以下では会社という語と企業という語は相互互換的に使用する。

1 | 会社とは

法人と倫理の関係を考えるうえで、法人とはなにかを押し立てておきたいので、法人に関する法律上の議論を用いてまずこれを検討したい¹。法人に関する法律上の説には、法人否認説、法人実在説、法人擬制説があるとされる。法人擬制説は時代遅れとされ、否認説と実在説の折衷のような説で中途半端な面があるが面白い展開も考えられる。擬制説については別途触れることにして、まずは議論を分かりやすくするために否認説と実在説を検討する。

法人否認説とはその名のごとく法人の実体を認めず、

法人とはそれを構成する要素の集合を仮に法人と称していると考える。一方、法人実在説はこれもその名の通り法人を実在するものと認めるものである。

会社倫理の側面で考えると、法人否認説をとれば会社としての倫理は存在せず、会社の倫理と呼ばれるものは会社において業務を行っている構成員の倫理に還元されることになる。一方、法人実在説をとっても会社はその構成員とは別に倫理的責務を直接負うと結論できるわけではないが、その可能性を持つことになる。

なお法人実在説をとっても会社が負う倫理はその会社の構成員が負う倫理の集合の範囲内であると考えられる場合(厳密に自然人の会社構成員としての倫理と一般的な人としての倫理を区別することは不可能であるが、社会通念における会社構成員としての倫理をある会社の構成員全員について集めた集合をAとし、当該会社の会社としての倫理をBとすると、 $A \supset B$ の場合)には、会社倫理は結局会社で働く個人の倫理の範囲内であり、会社が会社として倫理責任を負うものの、会社倫理の内容の検討は個人倫理の集合の範囲内でどれを取捨選択するか議論になり、会社倫理が個人倫理と比較して独自性があるとは認められないであろう。

法人実在説をとって会社は自然人とならんで社会の構成要素のひとつであるとしたうえで、(イ) 会社は自然人である会社構成員の倫理に還元しきれない倫理を負い、したがって会社構成員の集合体を超えた倫理を負うと考えられる場合、(ロ) もしくは会社は自然人とまったく異なった独自の社会的責任を負い、したがって倫理についても独自の責任を負うと考えるのであれば(上記のAとBを使うと、 $A \subset B$ の場合もしくは $A \cap B = \emptyset$ の場合)、会社の倫理責任の内容に関しても自然人の倫理に対する独自性が成立することになる。

経済学における新古典主義的思考方では、会社はあくまでも株主利益最大化のための装置であり、会社に実体を認める必要はないとされ、法人否認説につながる。また、これを法律的に説明するやり方として、契約の束説²が提唱されている。この契約の束説では、会社は一見実

体のように見えているが、その実際はそれが当事者となっている契約の集合体に過ぎず実体はないと理解する。この新古典主義的考え方でも会社の社会的責任は認識されているが、この社会的責任を会社は果たそうとする必要がなく、ひたすら会社が株主利益最大化を追求すれば、おのずと会社の社会的責任は達成されると理解されており、会社の社会に対する直接の倫理責任は存在せず、会社構成員である経営者は株主利益最大化を行うものであり、経営者の善管注意・忠実義務は株主利益最大化を行うことに限られるとの展開になる。会社構成員のなかで一般従業員は雇用契約に基づいて労働を提供する義務があり、会社が従業員を雇用するのは株主利益最大化のためである。換言すると一般従業員の雇用契約上の義務は株主利益最大化のために働くことに集約できる。

これに対して新古典主義的考えを否定して、会社の役割は株主利益の最大化だけではないとし、会社の社会的責任も重視する立場をとれば、会社自身として社会的責任を負い会社の運営遂行に際しては株主利益最大化原則の遵守だけでなく、社会が要請する倫理を遵守する必要があることになろう。このとき会社を倫理主体と考える必要が発生し、会社の実体を前提とする法人実在説に近づき、会社構成員も会社の社会からの倫理性の要求を踏まえて一般自然人と比較して広めの倫理責任を負うとの論理展開になろう。

ところで、現在の社会一般の認識では会社はその関係者の集合体に過ぎないと考える一方で、法人の実在も想定しており、会社のありかたについては非実体性と実体性の双方を想定する状況にあると思う。たとえば刑事の例になるが、近時金融界で問題になったLibor (London Interbank Offered Rate) の不正操作疑惑において、不正操作を行ったとされる従業員とその雇用主である銀行が共に責を追及されている³。

この件では、法人の責を追及した米国司法省や英国金融当局が法人の行為は当該企業で働く自然人の行為であり、この行為者への責任追及は当然と認識されている一方で、法人の実在を認めて(看做して)この責任も追及し

ていることは明らかであろう。このLibor不正操作の件のように会社で働く者が不正を行った場合、それを見逃し・容認した上司・経営者も不正行為者と同じく、刑事的もしくは少なくとも倫理的な責に問われることが多く見られる。会社の行為はそこで働く人間の行為によるものであることは間違いなく、そしてこれは会社構成員からなる会社組織の構造のなかで責任分担が検討される。多くの会社関連の刑事規定において不正行為を行った会社構成員を刑事責任の対象としつつ、同時に法人を責任主体と認め、これも刑事責任の対象とする両罰主義をとっていることは、会社構成員の行為者としての責任を追及しつつ、会社が実態的に社会的責任を負っているという社会の一般認識から出たものであろう。

なお、経済的な犯罪と異なって古典的と言える殺人罪や過失傷害罪等では法人が、管理者であっても行為者としては一般に認定されていないが、これもまた現時点における社会の法人観の現れであろう。少なくとも経済活動における犯罪に関して行為者である会社構成員を刑事罰の対象とすると同時に、法人の実体を認めて、これも一定の範囲で刑事責任を負うものと考えすることは、会社を会社構成員の集合体と考えると同時に、会社の実体と看做すことを認めることから来ているのであろう。これは一種の法人擬制説的考え方とも言えよう。現在の社会一般の会社認識は、このように会社を矛盾した2つの考えを使い分けることによって構築されていると考えたい。

刑事の件を離れて会社と会社構成員の倫理構成を考えてみても、一般に会社は一個の(法)人格として社会的責任を負っており、この会社としての社会的責任は会社構成員のものとは必ずしも一致しない独自のものと認識されているのであろう。会社構成員は会社の経営者・労働者としてそれぞれ社会的責任・倫理を負っているが、その集合体と社会一般で認識される会社の倫理を比較すると、会社倫理は会社構成員の倫理の集合を含んだうえでそれ以上のものもあると認識されることが多いのではないだろうか(上記のA、Bを使うと、 $A \subset B$)。これは会社が社会的に一個の人格を有し、会社が会社としての社会

の責任を負うことに加えて、会社は自然人よりも大きな社会的影響を与える場合があり、会社は自然人よりも厳格もしくは高度な倫理責任を負うべきと社会一般が要請しているためと考える。

もちろん、一方において会社はその構成員なくして運営されることは不可能であり、会社構成員に課される倫理によって会社の倫理は担保されている。このとき高い倫理責任を要求される会社の構成員は、それほど高い倫理責任を要求されていない会社の構成員に比較してより高い倫理責任を負うことが期待されるであろう。

会社がより大きな社会的影響を持てば持つほど、会社の会社としての倫理責任の独自性が増し、会社の倫理責任の程度も上昇する。これと同時にこの会社の構成員に対する倫理要求レベルも上昇するものと考えられる。

倫理において会社と構成員双方を主体と認め、会社の社会的倫理責任が直接的関係を越えて大きくなる可能性があることを説明する方法として、会社と各種関係者との反射的效果を考えてみたい。

会社を契約の束と考えたと、反射的效果を原則として法的保護の下に置かないとする法律理論に引っ張られることから、信義則が適用される等の例外を除いて反射的效果の重要性を軽視することになる。しかしながら実際には会社は社会的存在としての責任を負っており、社会における各種関係者との反射的效果も無視できないことが多い。したがって会社を契約の束ならぬ関係の束と考え、この関係に直接的関係だけでなく反射的效果という関係も含め、そしてこの反射的效果も社会の要請がある場合には会社として尊重すべきと考えるべきではないかと思う。反射的效果を考えることによって、会社の倫理責任が直接の関係を構築する会社構成員の倫理責任の集合よりも大きくなる。そして会社がより大きな反射的效果に責任を持つべきだと要求が大いほど会社の倫理責任の程度も上昇する。このとき実際に倫理遂行の任に当たる会社構成員に対する倫理要求レベルも上昇する。

このように反射的效果を考え、かつ会社倫理を会社構成員に背負わせることを考えるならば、会社倫理と会社

構成員倫理はお互いにその要求度合いを上昇させる関係となり、このままでは無限増殖の虞がある。これに一定の歯止めをかけるものは、その時々における社会の倫理要請度合いである。

直接・反射的關係の結束点に会社があり、社会一般の期待はこの結束点である会社がこれらの関係を調整しつつ社会的実体のあるものとして社会的責務を果たすことを求めている。この会社の社会的責務はその前提となる直接・反射的關係がどの会社構成員個人のものとも完全に重なることがないのは当然であり、会社構成員は会社の倫理責任を検討する際に自己の立場ではなく、会社の立場でその内容を検討することが求められている。ここに社会的要請としての会社の実体性の要求原因があると考える。

上記で結束点である会社がこれらの関係を調整すると述べたが、この直接・反射的效果/關係のなかで軽重をつける作業は正に会社経営の役割であろう。会社経営においてすべてを検討することは不可能であり、そのような努力は無駄であろう。重要なのは会社の社会性を理解し、社会が会社に対して何をどの程度求めているかを判断し、この判断に際して割り切りの過程で省略していることを認識しつつ、適切と考える経営判断を行うことである。

2 | 会社とそこで働く人との倫理における関係

会社構成員を経営者とそれ以外の一般従業員に分けて考えてみる。会社についての各種利害関係(当然、株主利益を含めて)を調整しつつ利益追求することは、会社経営の最重要項目である。この調整を(自分の立場においてではなく)会社の立場において社会一般の要求としての倫理要求に合致しながら行うことが、会社経営者に要求されている。また会社が個人に比較して社会に対して大きな影響を持つ可能性を鑑みれば、会社の構成員は非会社構成員としての個人の場合に比較して高い倫理要求の可能性のあることを認識できる。これらを押さえ、以下でもう少し経営者および一般従業員の倫理に関して検討す

る。

経営者と会社の関係を考えてみたい。産業資本の勃興期には資本家＝経営者であったが、資本主義の発展とともに株式会社形態が主流となり、資本家（株主）と経営の分離が生じている。さらに従来は日本で経営者と言えば株主総会で選出された取締役であることが通常であったが、近年では英米流を取り入れて取締役と業務執行者（たとえば、執行役）の分離も進んでいる。では会社における社長等の経営者と会社の関係は、特に倫理の主体という観点からは、どのように考えればよいのであろうか。

取締役の場合には株主によって選出される手続きを踏んでおり、一義的には株主の利益を代表しているように見え、取締役は株主の代理人/エージェントであり、この義務懈怠による損失をエージェンシー・コストと呼ぶこともある⁴。ただ、本当に経営者は専ら株主の代理人であるか否かは検討を要する。なぜならば、会社の社会的責任を認めるのが現時点の社会の一般認識であり、このとき「株主利益最大化」＝「会社の社会的責任の充足」とする考え方は狭きに失すと考えからである。確かに取締役は株主総会で株主によって選出されるが、必ずしも取締役は株主の利益のみを代表するわけではないとの構成は可能だと考える。例として東京都千代田区の選挙民によって選出された国会議員は千代田区民の利益代表ではなく全国民の代表であり⁵、必ずしも選出者＝被代表者ではない場合があることを挙げたい。会社の社会的役割に注目するときには株主総会は会社の一機能として会社のために取締役を選出したのであり、株主のためだけに選出したのではないとの構成をとるべきではないだろうか。

さて事業執行者においては執行役と執行役員で根拠となる法規は異なるが、両者とも取締役会で選出されている。このとき事業執行者は誰に対して責任を負い、誰のために事業執行するのであろうか。おそらく社長個人のために事業執行すると考えるのは、思い違いをしているワンマン社長と腰巾着の業務執行者だけであろう。仮に社長が実質的に業務執行者を選んだとしても、社長は会

社における社長という機能において業務執行者を選んだわけであり、個人のために選ぶわけではないはずである。事業執行者は会社に対して責任を負い、会社のために事業執行すると考える。

取締役の場合でも事業執行者の場合でも会社のために働くわけであるが、この場合の会社とは株主利益最大化の装置ではなく、社会において責任主体と看做されている会社であると考えることによって経営者の社会的責任が倫理的責任も含めて明確になると考えたい。

さてここでカントを議論の出発点として参照したい。

カントは倫理の前提として「善き意志」⁶を考えているが、もしも会社の目的が専ら株主利益の最大化であるとするならば、経営者にとってカントのいう善き意志とは正に株主利益最大化の向かう意志ということになり、経営者にとっての倫理問題は株主利益最大化に向けて善き意志を持って行動したか否かのみの問題となろう。しかし先ほどから述べている通り直接的関係のみならず反射的効果も勘案することによって会社の経営者は株主に対してのみ責任を負っているのではなく、株主でない利害関係者もしくは広い意味での利害関係者としての社会に対してもなんらかの責任を負っていると考えたく、善き意志は直接・間接の関係者を勘案した総合的な利害関係者との関係において考えるべきものだろう。

ちなみに青木昌彦博士は「コーポラティブな経営主義モデル……は株主集団と従業員集団という2つの基礎的な構成母体からなり、これらの単位を相互依存的な全体に鋳あわせる統合的・利害裁定的機構－「経営陣」と特定化される－を備えた一つのシステムとして、企業を概念化する」⁷と述べ、経営者を株主と従業員を統合・裁定する機構と捉えられている。この文章は前段で株主主権モデルと（従業員による）経営参加モデルを検討した後に述べられているので、これら2つの側面に焦点をあてたものであろうが、博士は上記引用箇所の後で「近代会社の経営は、会社のさまざまな構成母体を統合化し、そのあいだで利害の裁定をおこなうとみなす……」⁸と述べられており、さまざまな構成母体も認定されていると思う。私

としてはこの部分を積極的に取り上げて、会社の構成要素には株主・従業員に加え直接・間接の各種利害関係者があり、経営者とはこれらの構成要素を統合し、裁定を行う役割を担う必要があると考える。

会社は利益を上げることが必要であるが、これは単に株主からの要請だけではない。従業員も給与上昇のために会社が利益を上げることが求め、そのために働く。社会も会社が雇用を維持し、税金を払い、社会に貢献することを期待して利益を上げることが求める。このように会社は各人の意識としては株主利益の最大化のためのみに利益を上げるのではなく、各利害関係者のためにも利益を上げる必要がある。したがって会社にとって利益を上げることが必要であるがこれは株主のためだけではない。そして経営者は利益を上げる過程で直接・間接の関係者との利害を調整するが、この調整を善き意志を持って行うことが、まさに倫理上要求されているのではないだろうか。

次に従業員に関して考えてみる。従業員は会社で重要な役割を占めていると多くの場合認識されているにもかかわらず、仮に会社を専ら株主価値最大化の装置であると考えるときには、従業員はそのための道具に過ぎないことになる。また資本家と労働者という階級対立の構造で見ると、労働力の提供にたいして正当な対価を得ていない資本家に搾取されている階級ということになる。ただ現在、純粋に従業員は会社の株主利益最大化のための道具であるとする論者や、資本家・株主に対立する階級であるとする論者は少ないかと思う。

これは、現代では従前のように従業員の立場を単純に典型化することが難しくなっていることもあるが、実は従前であっても典型化は難しかったが、理論的・体系的整合性を求めるためにあえて典型化できるとしていただろうか。

従業員の会社における倫理を考える場合に、単純な装置的な見方や階級対立的な見方では説明しづらい。たとえば、従業員が株主利益最大化のための道具でしかないのであれば、従業員は会社との関係では株主利益最大化

の道具としての役割の範囲において責任を負うのみである。したがって従業員の倫理に反する行為によって会社が倫理に反する行為を行ったと認定されるとき、会社は従業員が倫理に反したか否かを問題視するのではなく、たとえば従業員が業務遂行に際して行った行為によって会社の株価が下がる等により当該従業員の行動が株主利益最大化のための道具の役割に反したことを問題視することになる(なおここで議論しているのは、非犯罪の倫理問題である)。

上記の構成を採るときには社会一般が、会社の従業員が会社の業務遂行のために行った行為について適法・違法の判断を行う意味はあっても、倫理的・反倫理的の判断を行うことは意味を成さないことになる。すなわち会社構成員としての倫理は専ら株主利益最大化に対する忠実義務となるからである。

ところが通常われわれは会社構成員に対して会社非構成員とは違った会社構成員としての倫理規範を要請する。このことを前提にすると、上記のように従業員は株主利益最大化の道具であって会社のための業務遂行に関して株主利益最大化原則に対する忠実義務以外の倫理の要求はない、と考えることは常識に反している。

さて、再度カントを使って経営者と従業員の集合体としての会社構成員の倫理と自由の関係を考えたい。カントは「道徳性の明確な概念が最終的に、自由の理念によって確立されるとみなした」⁹と述べ、当事者に自由意志のあることが倫理の前提になるとしている。

会社における自由は、会社そのものの自由と会社の行動を行う会社構成員の自由の2つの側面があるが、まず会社構成員は自然人であり、自然人に関して徹底的な宿命論を採らない限り自由意志を認めることになる。人は神によって決定された宿命に従っているか否かは人知でははかり知れないが、少なくとも現在の社会は人の自由意志を前提とした態勢となっている。反倫理的なものへの反感や犯罪行為に対する刑罰は、人の自由意志を前提にするものである。そして人は宿命に従っていると仮定しても、人は自由意志を持っていると信じる宿命にあり、

このことは人には結局不可知であり、あたかも自由意志を持っているように意識し、行動する以外にないと解することになる。そして人は自由であることを前提としているように社会のなかで行動し、社会はこの前提をもとに構成されるように宿命付けされていると考えることになろう。結局宿命論を採っても社会における人々の意識を考えれば自由を認めることと同様となると言えるかもしれない。

また会社の自由に関しては、社会的要求から作り出された会社はその役割を社会において果たすうえで、(資本主義においては)自由に行動するものとの性格を与えられている。このような性格を与えられ、権利能力や行為能力の議論はあるが、現実にはこれらの能力を超えて会社が行動することがありえることは、社会一般として認識されている。

このように、会社構成員と会社に会社業務の遂行に際してその自由を認めるとして、会社構成員の行為と会社の行為とはどのような関係にあるかを検討する必要がある。これは次項で検討する。

なお本稿でカントを議論の開始に使っているが、社会における人々の認識に重きを置く本稿と超越・先験性を採るカントでは議論の根拠が異なっているのは自覚している。ただし、カントの議論を換骨奪胎して共同主観的に考えてみることも有効ではないかと思っていることを付言しておきたい。

3 | 会社も倫理の主体であること

すでに第1項で述べたように、法人否認説を採ると会社を倫理の主体と認めることは難しく、法人実在説を採ればその可能性は発生する。

実際には、法人否認説も法人実在説も完遂することは難しく、この中庸で考えざるを得ない^{みな}と考える。会社構成員の行為と会社の行為が同一である(べき)と看做されている場合、すなわち会社構成員の非倫理的行為が会社の非倫理的行為とされる場合、人々は当該行為を行った自然人と会社の双方に対して非難の気持を持つのである

う。そしてこの延長線上に刑事の両罰主義があると考え

る。しかし、なぜわれわれは実際の行為者と認識される会社構成員に加えて、会社も倫理主体であることを求めるのであろうか。ひとつの回答としては会社を実在し実体があるものとして考える物象化の錯視があるということになろう。確かに、会社の施設、会社の従業員、会社の製品それぞれは実体があるものと認識できるが、会社は実体があるように感じることもあるが少なくとも「もの」ではなく、実体のない関係の集合のような様相を呈しているとも言える。このように関係の集合である会社を「もの」と看做し、これによって会社も倫理の主体であると考えたとするならば、会社を倫理主体と考えることは物象化の錯視の結果であると非難される虞があろう。ただし、この物象化の錯視も錯視している人々の理解・期待を表現していると考えれば、一面の真理を突いている。確かに会社は関係の集合であり実体を持たないが、社会はこの関係の集合である会社が集合している個別の関係を超えてあたかも実体であるがごとく倫理責任を負うことを求めている。ここにも関係の集合である会社が集合する個別関係以上のものと看做される現象が発生し、会社が倫理主体となる理由がある。

さて、先に検討したカントがいう自由の問題であるが、会社に関しては会社の意思決定が自由意志を持つ自然人である会社構成員によってなされていることから、自動的に会社に自由意志があるとも考えられよう。ただ、社会が法律上法人格という制度を認めることによって社会活動を円滑化しようとしたことは、社会が法人を自由意志を持つ自然人と同様の法律上の権利義務の主体としたわけである。すなわち、法人である会社はもちろんその構成員の自由意志によって運営されているのだが、その前提として、社会が社会活動の円滑化のために会社はひとつの人格として自由意志を持って行動していると認定することを要請している^{みな}と考える方がよいだろう。

前述したように社会は会社をその関係者によって構成された関係体と認識する一方で会社を一種の実在として

認識する。このような並列構造を受け入れることによって会社の行為は会社構成員の行為と認定される一方で、会社構成員の行為は会社の行為と認定されるという相互帰属の関係が生じているのであろう。

なお倫理問題に関して会社構成員としての自然人の行動はその外見のありようによって会社の行動と認識されることが多いが、これは民法の表見代理の規定や会社法の使用人に関する規定と同じく、外見に信頼を置かざるを得ない社会生活を保護するものであり、社会的要求に根ざすものであろう。もちろん倫理と法律とは必ずしも一致するわけではなく、多くの場合には倫理における会社と会社構成員の関係の範囲は法律の表見代理の規定範囲より広いであろう。

会社・法人は社会的要請により、実体がなく関係の集合に過ぎないにもかかわらず、法「人格」を与えられており、また社会的要請により倫理主体として求められている。なおこの社会的要請は万古不易ではなく、場所・時間によって変化するものであり、会社は今ここにおける社会的要請を認識するとともに、将来のある場所における社会的要請をも予想しつつ経営される必要がある。

社会的要請を判断基準として持ち出す場合、たとえばナチスをドイツ国民が熱狂的に支持したように、社会的要請と思われる民衆の要請が判断を誤ることがあることをどう考えるかは問題となる。この問題は共同主観が善き意志に沿っているか否かを問うことの必要性を示しているが、善き意志が社会的要請によっているとの当稿の立場においては、もちろん論理破綻の虞はあるが、ここで思い起こすべきことは社会的要請の相対性であり、社会的要請は時間と空間の制限を受けることだろう。この相対性を認識したうえで判断することに会社経営の役割がある。批判や少数意見を経営がいかに勘案するか（否か）が重要である理由があろう。

4 | 企業倫理と目的性

カントにおいては「無制限に善とみなせるもの、それはこの世界においても、この世界の外においても、ただ善

い意志だけである」¹⁰とされる。そして「意志が絶対かつ無制限に善であるとみなされるためには、期待される結果を考慮にいれることなしに、〔道徳的な〕法則の観念がその意志を規定していなければならない」¹¹。そして「完全に善である意志もまた、善の客観的法則にしたがうが、……このような意志は、……善という観念によってしか規定できない」¹²。一方「命法は、さまざまな理性的存在〔たとえば人間〕の意志の主観的不完全さが、意欲一般の客観的法則とどのような関係にあるかを示す方式」¹³である。この「命法は、仮言的に命令するか、定言的に命令する。……定言的な命法は、ある行為をほかの目的に〔それを実現するための手段として〕関係させずに、それ自体として客観的であり、必然的なものであることを示す」¹⁴。この定言的命法は「君は、君の行動原理が同時に普遍的な法則となることを欲することができるような行動原理だけにしたがって行動せよ」¹⁵と表されており、カントは普遍性ということによって超越的・先験的倫理の社会性に焦点を当てていると考えたい。

さて、このように定言的命法が定義された場合、会社には定言的命法があるのであろうか。この問いは、利益追求のために設立される会社の倫理的行為が目的ではなくそれ自体で客観的であり必然的なものである状況はあるのだろうか、と言い直せる。

さらにカントは「靈魂の不死は道徳的法則と不可分に結合されているものとして純粋な実践的理性の要請である」¹⁶と述べ、また「神の現存在をば、最高善（われわれの意志のこの目的は純粋な理性の道徳的立法と必然的に結合しているのである）の可能性のために必要なものとして要請せねばならないのである」¹⁷と述べ靈魂の不死と神の存在を要請しているが、会社の魂を想定することはできないし、神の存在にも各種意見はあると思う。ここでの会社に関する定言的命法に関する問いは魂のない会社において神の存在も前提とせず定言的命法はありえるのかということになる。

たとえば近時会社は各種社会貢献活動を行っているが、これらは社会的評判の向上や会社の認知度向上を目

的とし、最終的には間接的であっても会社の利益につながることを期待していることもあろうが、社会貢献活動を利益と関係なく行うことが要請されているか否かという問題である。

私としては会社の倫理に関しても定言的命法はあると考えるが、カントの論を換骨奪胎して考えたい。

まず、不死の概念であるが、会社は未来永劫ではないが、人間の自然寿命以上に存続する可能性があり、株主やそこで働く個々の従業員・経営者にとっては永続的と感じられるほど長く存続することは可能性がある。会社構成員の意識において会社は不死に近いと言えよう。

ひとつ検討すべき点は、人の場合は魂の不死はそのまま永続性になるが、会社の場合には利益を上げることが存続の絶対要件であり、永続性ということを考えるのであれば長期的に利益を上げる必要がある。この利益を上げることの必要性和倫理の定言的命法の関係は後述したい。

また、神の存在であるが、これは社会的要請で置き換え可能であるとしたい。すでに倫理の社会的要請の説明のなかで社会的要請を使って構成することについて触れたが、これをもう少し説明したい。

カントは神の存在に関しては「道徳性に適合した幸福の可能性へと前と同様に非利己的に、単に不偏不党な理性によって導かれなくてはならない。……すなわち神の現存在をば、最高善……の可能性のために必然的に必要なものとして要請せねばならないのである」¹⁸と述べている。カントは最高善とは絶対的なものと考えているが、本稿では、時間と空間の制約の下にある社会的要請によって支持される最高善にて倫理を考えるべきとする。

絶対的なものを想定するカントの議論を援用しながら、相対的な社会的要請を倫理の検討において適用させることはカテゴリー錯誤の誇りを招く虞があることは自覚しているが、会社が社会の要請によって成立していることを理由として、善き意志の前提を神ではなく社会的要請とすることは可能であり、また現代の状況に適合していると考ええる。

ここで言う社会的要請は前述のように時間と空間を超えて普遍的なものではなく、ある一定の時間的背景と場所的制限のなかにあると考える。そのようなものが善き意志の前提となれるか否かは議論があるところと思うが、人間社会は人知の及ぶ範囲において成立するものであり、この人間社会において成立する善き意志は、人知の制限を受けて時間と空間の制約のなかにあると考えることは当然であると考ええる。

さてこのようにとらえることによって、カントの言う魂の不死と神の存在の要請は現代の会社倫理状況において充足されると考える。ただ不死と神の要請が一応充足されたとしても、それから当然に定言的命法が導かれるものではなく、次に検討すべきは会社の永続性と会社の属する社会の要請によって定言的命法が導かれるか否かとなる。

カントは魂の不死が要請されることに関し、「心術が道徳的法則に完全に適合するというこのことは実践的に必然的なものとして要求されるのであるから、それはただかの完全な適合へと無限に進んでいく進行においてのみ見いだすことができる」¹⁹としている。これをわれわれの議論に適用するならば、倫理的に不完全な会社が永続性のなかで道徳法則に完全に適合するように努力することが求められているか否かの問題になる。

すなわち(イ)会社は株主の短期的な利益追求の上位要件として永続的存在性が求められ、この永続性のなかで会社は善き意志を持って道徳法則に適合しようとするのか。(ロ)会社に関するいろいろな直接・間接の関係利害の対立を善き意志を持って永続性の観点を持って調整して道徳法則への適合を目指すことになるのか。(ハ)このような経営が社会によって求められ、会社はこのような行動するべきとする倫理があるのか、等の問題である。

これらの問いに対しては、会社の社会性を考えたうえで、会社は関係者の利害を総合的に調整し長期的に社会にありつつ社会にとっての善き市民を目指すべきと肯定的に考えることが現代社会においては求められていると考える。

もちろんカントの場合には超越的・先験的に考えられているのに対して、上の展開では超越的ではなく、社会の構成のなかのものとして考えていることは折り合わない。ただし、社会の構成上の要求によるものであっても、行為者である会社が持続性の観点を持ち、社会的要請によって支持される善き意志を持って定言的倫理に従う場合があり、また従う意味があると考えられる。

なお、この定言的命法を含む倫理要求は社会構造を背景とするため、万古不易のものではない。社会の要請による倫理は社会の状態の変化により変化するものであり、ある場所・時点において固定された定言的命法はこのまま固定されるか否かは分からない。したがって持続性の観点からは変化する倫理要求を継続的に更新する作業が要求され、ここに定見に対する批判の重要性があろう。

換言すると、会社には株主や従業員・労働者、その他の利害関係者があり、会社の経営はこの利害調整を行うと考える場合、この調整のための原則は何かという問題が発生する。会社は社会において人間が経済活動を行うために社会によって編み出された法人であり、社会の要請によって人格が与えられている。したがって、人間が社会的存在である以上に会社は社会的存在であるとも言えよう。このとき社会的存在であり、かつ自由を持った会社は、社会の要請に一致しようとするのが必然的に要請されている。この社会の要請は時間と空間の制約を受け、たとえば産業資本勃興期においては株主利益を最大化することであったかもしれない。しかしながら現代社会における会社への要請は環境問題を例としてあげるまでもなく、株主利益最大化以外の各種の利害が錯綜しており、これを調整する必要がある。このときに定言的命法が成立しているとして、会社利益を目的としなくても社会的要求のなかで当然に充足すべき倫理原則があり、これに基づいて錯綜した状況における判断を行うことになる。

なお先に述べたように、会社の持続性は長期的に利益を上げることによってのみ達成可能であり、逆に言えば会社は長期的利益に反する行為はすべきでない。このと

き会社の行為は常に長期的利益の達成のためにある必要があると考えれば、道徳原則への適合行為も含め、会社の行為には長期的利益という目的が常にあり、一般的に定言的命法は成立しないとの反論がありえるが、これはどう考えるべきであろうか。言い換えれば、企業の行為は倫理関連の行為も含めて、結局「短い目若しくは長い目で見れば儲かる」ことを目的とするとの原則があるのだろうか。

これは以下のように考えたい。すなわち会社は会社の長期的存在性を毀損するような行為はすべきではないということと会社の行為は常に長期的利益の達成のためにあるということとは同一ではない。したがって会社の長期的利益に対して中立的もしくは大きく毀損しない行為が倫理適合行為として要請される場合があり、この遂行は会社の持続性の要請と矛盾しない。

たとえば、東日本大震災のような災害時において企業が救援活動を行う場合、「長い目でみれば儲かる」から行ったのではなく、社会的存在としての会社が社会のためにできることをやるべきであり、したがって救援活動をやったのではないだろうか。このように長期的利益に対して中立もしくは大きく毀損しないが、社会的・倫理的に求められる行為はしばしば短期的利益に反することから無駄と称されるが、実は会社が社会的存在であるがために、社会一般によって要請されることは定言的に認識されるべきであろう。

もちろん、会社の長期的利益を大きく毀損する行為は会社の存在を危うくするものであり、会社の能力を超えており、是認できない。この毀損が大きいか否かも重要な経営判断である。

会社は自然人と同様に不完全であることから、倫理に反することを行うこともある。ただし会社が持続的であることを認識し、この持続的・長期的視野のなかで共同主観によって支持された善き意志を持って社会的存在として社会的な倫理責任を果たすことに務めることが必要であり、このために会社は直接・間接の関係者との調整を行うことになるが、この調整判断を行うのが経営者の

役割であり、このように務めることによって会社の倫理性の上昇が果たされるのであろう。このとき株主利益最大化原則は次のように解釈されるであろう。すなわち、新株発行時に払い込まれた株式代金は会社が存続する限り会社の資本金としてある。一方、株主は株券が転々流通することが設計されているため、株主の株主である期間は短期性を持つ。したがって、会社が永続性を求める場合には各瞬間に株主として登録されている株主利益の最大化よりも、将来にわたる一般名称としての株主の利益最大化をより念頭におくべきということになる。もちろん現代において多くの株主が短期的利益の最大化を求めている事実は否定しがたい。しかしこの短期的利益の最大化に拘泥していると現代における会社倫理の充足はありえない。短期的視野と（より重要な）長期的視野の調整も重要な経営の役割と言えよう。

5 | 会社の社会性の担保

会社の倫理においては会社が社会的存在であり、社会の一般的要請に応じる必要があると述べたが、では会社の社会性はどのように担保されるのであろうか。

社会的な共同主観に支持された善き意志があると言っても、この善き意志が「これが善き意志に沿うことです」と語るわけではなく、会社として共同主観的に成立している倫理要求を聞き取る努力をする必要がある。

また、この倫理要求を共同主観的に成立していることからされているため、この倫理要求は万古不易ではなく、時間と空間の制限を受けることになる。時間の経過と場所の違いによって変化する。したがって、会社の社会との

情報交換が重要となるが、これは経営層では社外役員の重要性、従業員層では従業員が社会と接することによって得る情報を必要に応じて経営に伝達する手段の重要性につながり、記述の批判や少数意見の勘案の重要性につながる。

社外役員の役割については、経営が株主利益に反する行為を行わないように監視することを重要なものとする考えもあるが、今までの議論で明らかのように、それ以上に社外役員の役割は株主も含めた多くの利害関係者の調整を大きな役割とする経営において、会社外の意見を積極的に発信することによって、会社の経営判断が社会の意志と歩調を合わせることを重要と考える。すなわち、会社の経営判断が会社の内部論理だけではなく、会社の社会的存在性にも着目した論理によって行われるためにも、社外役員は要請されている。

もちろん社外役員だけが会社の社会との窓口ではない。会社がその活動を行うことは常に社会との関係において行うわけであり、一般の従業員や管理監督者・経営者も常になんらかの形で社会との接触がある。したがって、従業員は会社活動において感じた社会の要請があるなら、これをいかに適切に経営に伝えることができるかが重要な点となる。

従業員満足度向上のために社内を風通し良くとの提言がよくあるが、社内の風通しの良さは、単に従業員の満足度向上のためにあるのではなく、もうひとつの大きな役割として従業員が感じた社会の会社への要請を、いかに適切に経営に伝えるかということがあることを忘れてはならない。

【注】

¹ 拙稿「コーポレート・ガバナンスと企業倫理」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング 季刊政策・経営研究 2015年 vol.2・3）も参照ください

² たとえば、江頭憲次郎「株式会社（第4版）」（有斐閣）53ページ

³ たとえば、2013年12月5日の日経新聞は「欧州委、制裁金2400億円。LIBOR不正で」との記事を掲載している。

http://www.nikkei.com/article/DGXNASGM0404F_U3A201C1FF2000/

また、2014年2月17日のロイターには、“SFO charges three ex-Barclays bankers over Libor” との記事を掲載している。

<http://uk.reuters.com/article/2014/02/17/uk-barclays-libor-charges-idUKBREA1G0LD20140217>

⁴ たとえば、江頭憲治朗「株式会社法（第4版）」（有斐閣）48ページ

⁵ 日本国憲法第43条

- ⁶ カント「道徳形而上学の基礎づけ」（中山元訳、光文社古典新訳文庫）192ページ
- ⁷ 青木昌彦「現代の企業」（岩波書店）292ページ
- ⁸ 同上書 337ページ
- ⁹ カント「道徳形而上学の基礎づけ」（中山元訳、光文社古典新訳文庫）29ページ
- ¹⁰ 同上書 29ページ
- ¹¹ 同上書 55ページ
- ¹² 同上書 89ページ
- ¹³ 同上書 90ページ
- ¹⁴ 同上書 90ページ
- ¹⁵ 同上書 112ページ
- ¹⁶ カント「実践理性批判」（深作守文訳。理想社カント全集第7巻）314ページ
- ¹⁷ 同上書 316ページ
- ¹⁸ 同上書 313ページ
- ¹⁹ 同上書 313ページ